S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.177

2009.5.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449, 6466

FAX +66-2-261-6419, 6379

Address: 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail: <u>iguchi@loxinfo.co.th</u>

S&IWebsite: <u>http://www.s-i-asia.com</u>

(取材編集協力) 有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 <u>地図</u>
siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子)
http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~事務所より~

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを5月25日付けで更新しました。

(タイ特許法、商標法などの現行法律の日本語翻訳について)

現在、弊所内作業チームで弊所翻訳と日本特許庁翻訳とをつき合せて改訂作業を行っております。これは、弊所訳と日本特許庁訳とが色々な箇所で相違しており、弊所としても今回どちらが誤訳なのかを調査したく思い、作業を始めております。順次完成しましたらアップ致します。

(タイ特許法案 2006 年版、タイ商標法案 2009 年版、タイ著作権法案 2009 年版について) 現在、タイ政府において上記 3 法案が検討されています。特に商標法案及び著作権法案について弊所を含め外部意見募集がなされております。そこで弊所にてタイ商標法案の現行法との対照表を作成致しました。クライアントにてご要望の方はご連絡ください。順次、著作権法案対照表、特許法案対照表を作成する予定です。

(タイ知的財産局の2008年年報が発行されました)

弊所クライアントでご希望の方が居られましたら、お知らせください。部数が限られておりますが、無料で送付致します。この年報には、統計などが掲載されておりますので、貴所の知的財産活動に役立つかと思います。

(タイ政府の料金表が改訂されます)

7月1日付けで、タイ政府の特許政府手数料の中で、外部審査委託費用(海外特許庁への委託、恐らくオーストラリア特許庁を指しているものと思いますが)が今まで6万バーツ(18万円相当)だったものが、値上げして8万バーツ(24万円相当)となります。今回の料金改正は軽微な改正ですので、弊所よりクライアントに配布することは致しませんので、ご了承ください。更に詳しい情報を入手したい場合、弊所までお知らせください。

(タイの早期審査及び優先審査の誤情報について)

最近、弊所クライアントより問い合わせがあり、弊所で調べた結果、パテント誌4月号 Vol. 62, No. 5 p53-54 (日本弁理士会発行) に間違った情報が掲載されている旨、弊所にて確認致しました。詳しい情報は弊所までお尋ねください。

~編集者より~

今回は、「アカデミックとは程遠いタイにおける医薬品強制実施権行使の背景」というテーマで特集を組んでみた。タイ政府の強制実施権行使については、様々な専門家の方々が採り上げて解析及び議論されてきた。しかしながら、現地に居住する私にとっては、日本国内の議論には、未だ違和感がある。

「何故、強制実施権行使の際に、タイ政府知的財産局はタイ政府内部においても立場が弱いのか。」「タイ保健省の医薬品価格交渉は、何故政府が強硬に相手方医薬品企業に当たるのか。」「ブラジル政府が強制実施権行使をした時の医薬品価格交渉での妥結価格よりも安く医薬品価格を設定しようとするタイ政府の強引なやり方は、何故起きるか。」「エイズ医薬なら理解できるが、対象医薬品を拡大する理由はあるのか。」等など、私の頭の中は、数々の疑問が渦巻いている。

さらに私に危機感を感じさせたのは、タイ特許法改正案(この案は内閣での承認もまだなのだが)作成過程での他省庁からの意見取りの中で、タイ保健省から「強制実施権行使を決定できる主体を、現行法では政府局長(現行法では知的財産局だけでなくどの政府部局の局長でも決定できるものとされている)だけでなく、政府関係機関の長も含めるべきだ。」との意見が出され、結果的にはこの意見は無視されたものの、タイ政府内部に渦巻く強制実施権行使の安易な手続き簡略化への流れを感じた次第である。私のような知的財産業界人から見ると、この奇妙な流れを何とかしたいと思っているのだが、どの国も通商交渉以外にその流れを制御できる手段がない。そこで、今回、医薬品強制実施権行使の舞台裏(この場合、病院で処方される医薬品に限定するが)について、読者諸氏に読んで頂きたいと思い、藁をも掴む思いで、以下、取り纏めてみた。

まず、この背景にある医療保険制度について、簡単に説明したい。日本では、国民皆保険であり、国民が何らかの公的医療保険制度(国民健康保険法)に加入し、保険料を支払うことにより全国どこの保険医療機関でも医療を受けられる。財源は、国、都道府県及び保

険者である。特に医薬品の動きを中心に説明すると、保険者から社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関に対し、医療給付の対価として診療報酬が支払われている。この診療報酬は診療報酬点数表に基づいて算定される。医療用医薬品の薬剤料については、その点数表の中で、薬価基準に定められた価格に基づいて算定される。この薬価基準(健康保険法に基づき厚生労働大臣が定める)は、保険医療に用いることができる医薬品の品目と価格(薬価)が記載され、ほとんどの医療機関は、医薬品を薬価より安く製薬会社から購入することにより、その差額によって一定の利益を得るという仕組みである。また、厚生労働省は、実勢価格を薬価基準に反映させるために、市場価格調査を行い、概ね2年に一回、薬価基準を改定している。(参照:「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書」平成18年9月、公正取引委員会)

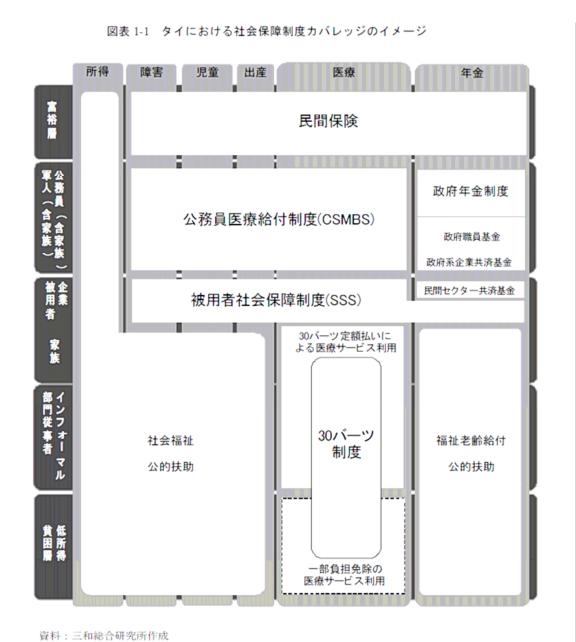
これに対し、タイでは、医療保険は現在、3制度を中心に構成されており、

- ① 公務員医療給付制度 (CSMBS):公務員及びその年金生活者及びその扶養家族向けで、2007年ではタイの総人口の8.07% (約500万、総人口は約6300万)が該当し、受診病院の登録も必要なく、無制限に医療サービスを享受できる。財源は一般税である。政府管轄は財務省。
- ② 被用者社会保障制度(SSS)・労働者補償制度(WCS):いずれも事業者及びその従業員向けであり、被用者社会保障制度(SSS)では、就労時以外の疾病に関して指定された医療機関に無料で受けられる。また、労働災害については労働者補償制度(WCS)の医療給付により上限35000バーツ(約10万円)までの給付が受けられる。但し本人が対象であり、家族は含まない。加入者(2002年4月からは従業員1名以上の事業所が強制加入となっている。それまでは、従業員10名以上の事業所だった。)は2007年現在、加入者数906万、タイ総人口の14.28%となっている。管轄は労働社会福祉省社会保障局で財源は労使政府の3者の負担となっている。
- ③ 3 0 バーツ医療制度 (30 バーツは 90 円に相当) (公式名が国民医療保障制度, Universal Health Care と呼ばれる): 上記した①と②の保険を享受できる国民は、わずか 22%であり、残り 73%の国民(約 4660 万人)は、この 30 バーツ制度に含まれることとなる。 (その他の 260 万人、4%の国民は未だ 30 バーツ医療制度に登録していないかあるいは高所得者層が加入している任意の私的保険などを利用していると思われる)この 30 バーツ医療制度は、2001 年にタクシン政権が展開した制度であり、これを持って実質的な国民皆保険制度を樹立したのである。別段、法規則によって強制的に国民皆保険制度としたのではない。(注:30 バーツ医療制度は、タイ保健省が 1983 年から実施していた農村部向けの任意保険制度であるボランタリーヘルスカードが原型となっている。このアイデアをタクシン政権時に吸収発展させ全国展開させた)政府管轄は保健省、財源は保健省予算である。

タクシン政権が今でも大勢の支持者が居る背景の一つに、この 30 バーツ医療制度の導入が挙げられている。この制度では、地方自治体が各人に発給するゴールドカード(申請をすれば、資格審査を経て入手できる)を用い、地区の指定の医療機関で、初診料の 30 バーツを支払えば、年間 1 人あたり当時 1100 バーツ (3300 円相当)を上限として、大半の治療

が受けられるというものである。2002 年時点では、4590 万人(タイ総人口の 73%)の人がカードを受領し、全国 4200 ヶ所の医療機関で、延べ 3500 万人がサービスを受けたとされている。当に事実上、国民皆保険制度となったわけである。

以下、タイの社会保障制度のカバレッジのイメージ及び所得階層と医療保障スキームを示す。(「タイ王国における社会保障制度に関する調査報告書」国際協力銀行(2002年3月)より)



4

低所得 中所得 高所得 民間 被用者 公務員医療 ヘルス 2002年 社会福祉 無保険 無保険 社会保障 給付制度 保険 以前 カード 制度 13% 45% 10% 10% 11% 2% 9% 公立医療機関 民間医療機関 低所得 高所得 中所得 被用者 公務員医療 2002年

社会保障

制度

996

給付制度

1196

30バーツ

制度

10%

保険

296

図表 2-7 タイにおける所得階層と医療保障スキームのイメージ16

資料: Health Systems Research Institute (2002) を基に三和総合研究所が一部加筆

30バーツ制度

68%

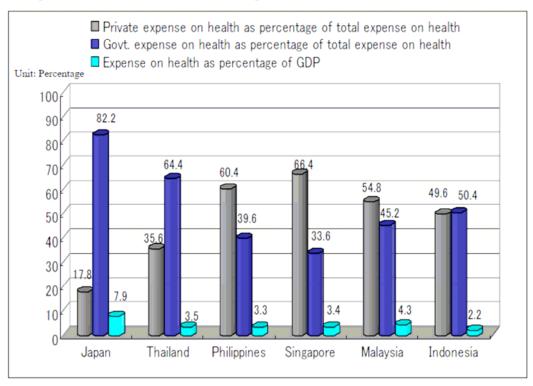
以降

では、この財源はどこにあるのであろうか。①は財務省管轄でその一般税収から、②は本人、雇用者、政府の三者が負担している。しかしながら、この30バーツ医療制度では、財源は税収つまり、自己負担の30バーツを除けば、残り全ての負担は、タイ政府保健省の予算からのみの支出となる。この医療制度を創設し、7年が経過したが、その支出は増加の一途(2010年の予算では一人あたり2400バーツ(制度開始当初の2.4倍)に増加している)を辿っており、総予算(2002年度に481億バーツだった予算が2005年度845億バーツ(1.8倍)まで急増している。2009年4月のニュースでは、2010年予算で1000億バーツ、3000億円を計上すると報じている。)を圧迫しているのである。2005年の統計(http://nntworld.prd.go.th)では、国家予算で厚生関係の予算の42.8%(1860億バーツ、5400億円)が医薬品に費やされている。これは、他のASEAN諸国が10%から20%となっているのに比較し、非常に大きな相違である。さらに、公立病院では、この30バーツ医療の影響で、患者の急増と共に赤字経営となる病院が多数生じ、優秀な医師は私立病院へ流れる現象が起きている。この制度創設当時、タクシン政権は、各村落に100万バーツの寄付を行なうなど、いわば人気取り政策を矢継ぎ早に行なった結果、この30バーツ医療制度が言わば国家財源の大きな負担となったのである。

他国を見ると、例えばブラジルの医療保険では、任意の国民皆保険であるが、無料となるのは治療費のみで医薬品は含まれず、自己負担である。タイのように定額でかつ少額の自己負担で治療費及び医薬品費用を全て賄うとする国は、極めて稀(あるいは画期的)ではなかろうか。制度創設当初、「この 30 バーツ保険制度は、先進国並みの保険制度となる中間形態である」とし、2002 年 11 月には、この3つの制度を統合した国民健康保険法が成立したものの、未だ実際に法律運用されていない。タクシン政権が2006 年に崩壊し、軍事暫定政権(軍事政権下では、この30 バーツ医療を無料医療とすることを決定した時期もあ

った)を経た今においても、この国民健康保険制度運用の検討会が政府内部で出来たもの の、成果は出ていない。

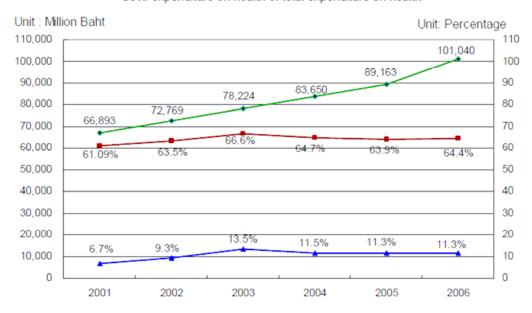
Expenditure on Health as Percentage of Gross Domestic Product Year 2006



Source: World Health Organization (2009)

Thailand Government Expenditure on Healthcare

- --- Govt. Budget to Ministry of Public Health
- --- Govt. expenditure on health of total government expenditure
- -- Govt. expenditure on health of total expenditure on health



Sources: 1. World Health Organization (2009)

2. Bureau of The Budget, Thailand's Budget in Brief Fiscal Year 2001-2006

このような財政状況の中で、タイ保健省では、とにかく安い医薬品をどのような方法であれ導入することを政策目標としてきた。ジェネリック医薬を治療に使うことを大いに奨励し、法規則を設けてタイ保健省下にある医療機関(つまり公立の医療機関)は重要医薬品リストの購入に当てる予算のうち 80%をジェネリック医薬品にあてなければならないとしている。そして、このジェネリック医薬品を独占的に供給(製造しているのは一部だと思うが、定かではない。ほとんどがインドからの輸入品を扱っている)しているのが、タイ政府医薬品局(GPO)である。(注: The Regulation of the Office of Prime Minister on the Procurement, BE2535(1992) Article60, 61)

では、医薬品価格をコントロールするような法律や政策があるのか。という単純な疑問に 突き当たる。日本では間接的ではあるが、薬価基準があるため、つまり政府が医薬品価格 を常時監視し、コントロールできることとなっている。タイでは、実質それが無い。実は タイの特許法 1991 年法(現行法は 1999 年法)には、医薬品特許の基準という章が設けられ、医薬品の価格を監視し、その価格が異常であるならば、タイ政府(価格統制独占監視 委員会)に報告するという制度があった。しかしながら、1999 年法(WTO加盟による改正)により、その条項が削除されてしまったのである。

この削除された部分の機能が、現在医薬品価格コントロールできる省としてタイ保健省とタイ商務省に吸収存続された形となっている。タイ保健省では、900 品目を重要医薬品リストと称して挙げられている医薬品の価格の基準価格及び各病院で仕入れた医薬品実勢価格をウェブで公開しており、単に公開することによる自然な価格低減化を狙っている。(例えば、ある医薬品について、どの病院がどこから幾らで仕入れたかが一目瞭然となっている)たとえ基準価格を越えた販売又は購入を行なっても、実質的な処分は無い。また、商務省国内商業局では、1999年以来、35の商品が監視下に置かれている。その中の一つが医薬品であるが、実質的機能をしていないのが現状である。つまり、積極的な政府による医薬品の価格コントロールはなされていないとみるべきだろう。

このような実情から言えることは、タイの医薬品強制実施権行使の背景には、①財政基盤を無視した拙速な国民皆保険制度の創設、②価格コントロールが実質的に機能していない法制度と実務そして時々表面化する汚職の問題が、見えてくるのである。①と②が後押しする形となって、ひたすら医薬品企業に対し強制実施権行使をちらつかせ価格低減化を図るタイ政府の焦り(努力)が映し出される。特に①の 30 バーツ医療を享受した国民が、公的医療サービスへの需要に火を着けた感がする。強い国内世論に押され、後には引けないが、他方財政はどんどん逼迫するというジレンマにタイ政府は、陥ったのである。冒頭申し上げたが、全くアカデミックな強制実施権行使議論とは、かけ離れたものである。「発明とは」「開発費の代償」などという高尚な話ではない。

このような事を書いていたら、何と「2007年~2008年海外情勢報告」(日本政府厚生労働省)の「各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(タイ)」の稿に、「スラユット政権(軍事暫定政権)が強制実施権の発動という強硬的な措置に出た一因は、現在の国民医療

保障 (30 バーツ医療制度) では加入者に必要な医薬品を提供するだけの予算がないことに あると考えられる」と、さらりと書いてあった。つまり日本政府厚生労働省は的確に把握 していたのである。何か他に良い方策が無いものだろうか。

素人考えではあるが、このような画期的(無茶苦茶な)保険制度を導入した以上、医薬品 価格への政府コントロールを強める施策が必要ではなかろうか。政策担当者が強制実施権 だけに頼り切る価格政策(高圧的値切り交渉)ではなく、重要医薬品リストの各医薬品に ついての価格統制(30 バーツ医療に特化しても良いのではないか)に関する法律を立案執 行することであろう。私見だが、国際世論が納得するのは強制実施権行使の対象がエイズ 医薬品のみであり、他の医薬品(特に抗がん剤、心臓疾患剤など)は、この価格コントロ ールによる施策にするべきだろう。何故、このような政策検討を国際協力の中で、先進国 政府役人連中がタイ政府と一緒に行なわないのか。最近は日本政府省庁の縦割り(厚生労 働省と経済産業省)の援助協力体制(過去に JICA(日本国際協力機構)のタイ公的医療保 険情報制度構築支援プロジェクトが 2003 年から 2006 年実施されているが、あくまで情報 システム構築支援が主であり、制度の根幹となる医薬品の調達政策とか財源の確保とかの 踏み込んだ政策アドバイスはなされていないと思われる)が原因かと疑っている。この JICA プロジェクトの背景にある保険制度の財源問題の存在を認識しながら(確かに 2006 年 JICA セミナーでは指摘されている) プロジェクトを進めていたとしたら、周り巡ってタ イの強制実施権行使問題は、日本政府に大きな責任の一端があるのかもしれない。我々知 的財産に従事している人間にとってコトが進行して傷が深くならないうちに、知的財産制 度に風穴を開けないために、是非とも政府内部を動かすか、あるいは国際世論として声を 上げなければならないのではなかろうか。

参考あるいは引用させて戴いた文献:

「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書」公正取引委員会(2006年9月)

http://www.jftc.go.jp/kenkyukai/dk-kondan/06092702hokokusyo.pdf

「タイの労働政策と社会保障制度」 末廣 昭(「東アジアの福祉システム構築」(2003 年 10 月 31 日) http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/suehiro/d-paper/pdf/9.pdf

「タイ特許法新旧対照表」S&I International (2000年7月)

「タイ王国における社会保障制度に関する調査報告書」国際協力銀行(2002年3月)

www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/approach/pdf/thai.pdf

National List of Essential Medicines 2008, National Drug Committee, Thai Government 「ブラジルの医療事情」勤務医ニュース 松村 誠(2007年11月)

http://www.hiroshima.med.or.jp/kenisikai/kinmui/2007/1991.pdf

タイ公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト評価調査結果要約表(2005年)

www.jica.or.id/activities/evaluation/tech_ga/end/2005/tha 05.pdf

「各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(タイ)」(世界の厚生労働 2009)日本政府 厚生労働省大臣官房国際課<u>http://www-bm.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/09/index.html</u> <u>http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/09/pdf/teirei/t189~193.pdf</u> ~フィリピンでは司法の弱点と警備が手薄な国境により違法産業が発展~

フィリピンでは当局による強制捜査が定期的に行われ、海賊版 DVD やソフトウェアを販売 する商店街には昨年取調官が 10 回訪れるなどしながら、フィリピンには依然として違法 DVDが蔓延し、メディアパイラシーとの戦いにおける世界的ホットスポットとなっている。 フィリピン国家捜査局 IPR 部門長である Elfren Meneses 氏は、捜査当局側は迅速に対応し てきたが、司法がこれに追随しなれければならないとストレイトタイムズ紙に語った。こ れは負担が非常に重いフィリピンの裁判所を悩ます数多くの停滞問題の一部である。フィ リピンではこれまで著作権事件の有罪判決の一握りだけについて判決が言渡され、抑止力 のある判決は更に少なかったとフィリピンに関する国際知的財産権同盟(IIPA)の最近の レポートで述べられている。しかしこの状況は改善される可能性がある。Elfren Meneses 氏によれば、マニラとセブに特別 IPR 裁判所が設置される予定であり、最高裁判所は最近、 商事裁判所の判事を対象に知的財産に関する研修プログラムを開始している。フィリピン は中国と東南アジアの間にあるという立地条件により、世界のパイラシー問題の主要なプ レイヤーや要因となっていると言われている。犯罪組織で働く個人が旅行者を装って、コ ピー用のマスターディスクを持ち込み、ここでコピーされたマレーシアやインドネシアか らのディスクがムスリムのコネクションによって、フィリピン南部の警備の手薄な国境を 通過している。

(2009年4月25日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポールではデジタル音楽への移行と違法ダウンロードにより CD 店が閉店へ~シンガポールでは携帯電話メーカーが販売拡大のため、無制限デジタル音楽ダウンロードサービスを開始し、音楽レーベルはこれに対する報酬を得ている。デジタルフォーマットへの転換は違法ダウンロードによる損失をくい止めるためのレコードレーベルの試みでもある。シンガポールレコーディング産業協会(Rias)によるとシンガポールの音楽産業の市場価値は 2007 年 2,460 万 US \$ 相当と、1996 年の三分の一となっている。レコードレーベルのデジタル音楽への移行や違法ダウンロードにより CD ショップは閉店へ追い込まれている。

(2009年4月26日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポール全土で行われた取締りで偽造スポーツ用品・贅沢品を押収、4人を逮捕~月曜に行われたシンガポール全土における取締りにより、偽造スポーツ用品と贅沢品一万点以上、36万シンガポールドル相当が押収された。16時間に及んで行われた捜査で偽造品を販売及び卸売りしていた女3人と男1人(年齢:27歳から51歳まで)が逮捕された。この逮捕に先立ち、数ヶ月間に渡りシンガポールのナイトバザールで組織的海賊行為と疑われるものについて諜報捜査が行われてきた。

(2009年5月6日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポールでは海賊版ソフトの割合が 36%と減少はわずか~ シンガポールで昨年使用されたソフトウェアのうち 36%が海賊版で、2007 年の 37%から わずかしか減少が見られなかった。この調査は Business Software Alliance(BSA)と IT 調 査会社の IDC により行われた。海賊版を使用しているのは主に若年層のホームユーザーと中小企業である。この調査は 6 年目となり、世界 110 カ国を対象に行われている。シンガポールはアジアでは 4 位、全体では 20 位であった。アジアでは日本が一位で海賊版ソフトの割合は 21%となっている。全体の一位は米国で 20%、続いて日本、ニュージーランド (22%) となっている。最も海賊版の割合が高かったのはバングラディッシュで 92%、ベトナム 85%であった。

(2009年5月13日、シンガポールストレイトタイムズ)

~タイは国際刑事裁判所設置条約に批准すべきと Song Sang-hyun 裁判所長が発言~ タイは国際刑事裁判所設置条約(ローマ規程としても知られる)に署名しているが、まだ 批准していない。先月に選出された国際刑事裁判所の Song Sang-hyun 裁判所長は昨日、 タイはこの条約に批准すべきで、批准すればタイの大きな飛躍となるだろうと述べた。同 氏は条約への批准により君主制に問題をもたらすことはないと述べ、108 カ国の締結国の中 には日本、オランダ、英国など多くの君主国があると話した。

(2009年4月27日、バンコクポスト)

~タイ政府が米スペシャル 301 条優先監視国維持決定を受け、知的財産権侵害者への罰則 を強化した新法を整備~

タイ政府は海賊版商品の販売者及び使用者並びに海賊版商品を販売しているテナントを見 逃した商業ビルの経営者を罰する法律の整備を進めている。Alongkorn Ponlaboot 商務省副 大臣によれば、商務省は知的財産局に対し著作権や特許権の侵害品の販売者、使用者及び 所有者に対する罰則を含んだ法律の草案を指示したということである。新しい法律では海 賊版商品を販売する者に対して場所を貸しているフリーマーケットのオーナー及び百貨店 を罰することも目的としている。Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣によれば、法案が完成 した後官民の関係者と話し合いを行う予定となっている。新法制定に先駆け、同副大臣は 政府から百貨店の代表に対して、海賊行為への監視を強化するよう依頼するため会合を行 う予定であると話している。この取り組みは木曜に米国政府がタイをスペシャル 301 条の 優先監視国に据え置いたことを受けて行われたものである。タイのほか、中国、ロシア、 アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、インド、インドネシア、イスラエル、パキ スタン及びベネズエラが優先監視国に指定された。米国通商代表部はバンコクの人気エリ ア 5 ヵ所パンティッププラザ、マーブンクロンショッピングセンター、クロントム、パッ ポン通り及びスクムウィット通りの北を海賊版商品について世界で最も「悪名高いマーケ ット」の長いリストに挙げている。優先監視国よりも低いレベルの監視国には、ベラルーシ、 ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、ドミニカ共和 国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシャ、ガテマラ、ハンガリー、イタリア、 ジャマイカ、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ノルウェイ、ペルー、フィ リピン、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、スペイン、タジキスタン、トルコ、 トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びベトナムの33ヵ国が指定された。

(2009年5月2日、バンコクポスト)

〜タイは米国スペシャル 301 条の優先監視国に据え置かれたことから強制実施権政策の拡 大をしないことに〜

米国スペシャル 301 条の優先監視国に据え置かれたことから、タイは今後強制実施権政策を拡大しないこととなった。Witthaya Kaewparadai 保健相は昨日、これ以上医薬品特許について強制実施権政策を拡大する予定はないとし、これは市民団体による要望がなかったことと強制実施権政策の貿易やその他の分野への影響が大きいためだと述べた。同大臣は他の政策によって今後もタイ市民は安価な医薬品へのアクセスが可能だと断言できると述べている。同大臣はエイズ、癌及び心臓疾患の治療薬に関するこれまでの強制実施権政策を無効にする計画は全くないと話した。この問題は社会保障局を含む全ての関係セクター・機関と話合いを行う必要がある。Witthaya 大臣は強制実施権に関する政府の姿勢を公式に説明するため多国籍企業の代表者と会談を行う予定である。

(2009年5月2日、バンコクポスト)

~ タイ政府が貿易地位向上のため米国通常代表部に文書を送付~

タイ政府は来年の年次改定の前にタイの貿易地位が向上することを願って、米国通商代表部に対しタイを周期的な再考の対象としないよう求める文書を送付する予定である。この文書は米国通商代表部の Rom Kirk 代表に、アピシット首相と商務・外務両大臣の名前で届けられる。

(2009年5月2日、タイネーション)

~タイで地元製品6点と外国製品1点が地理的表示保護登録~

知的財産局の地理的表示保護により、タイ製品 6 点と外国製品 1 点が今年市場機会を拡大することになる。保護対象となるタイ製品にはプーケットの真珠とパイナップル及びチュムポーンのコーヒーなどがある。2004 年から先月までに地理的表示保護の出願をしたタイ製品 50 点のうち半分が登録となった。外国製品の出願は 10 件あったが、登録となったのは 4 件である。パッタルアン県の Sun Yod 米は地理的表示の登録を受けてから、1 キロ当たりの小売価格が $25\sim30$ バーツから 60 バーツと倍増している。

(2009年5月4日、タイネーション)

〜タイが米国スペシャル301条の優先監視国に据え置かれたのはIP保護か弱い者いじめか〜

米国スペシャル 301 条については、これが政治の道具で裕福な米国産業界に大きく影響され、米国政府貿易保護論者に貿易政策を強要するのに用いられているということが徐々に明らかになっている。まずタイには知的財産権侵害が蔓延しているということを認めなければならない。そして侵害品が組織犯罪を下支えし推し進めていることは疑いの予定がない。タイ政府は知的財産権管理の厳格化について極めて疑わしい二つの約束をしている。一つは知的財産権の侵害罰する法律の相談で、デパートのオーナーに違法品を販売するテナントについて責任を負わせようとしている。これは過剰な要求である。同じく賛否両論なのが今後医薬品について強制実施権を行使しないという約束である。2007年の強制実施権行使によってタイが米国のスペシャル 301条の優先監視国に指定されたことは疑いがな

いが、「今後一切行使しない」と約束するのはひどい考えである。米国のレポートには実際 米国は「強制実施権を許諾する国の権利を尊重する」と述べられている。ではどこが不満な のか。一見したところカナダを中国や、ロシア、タイといった最悪の違反国と同じトップ ランクに位置付けるのはおかしい。カナダは映画や音楽の配給者を保護する処罰法の制定 について米国政府に追随するのを拒んでいるのである。米国は知的財産に関する年次報告 書を、米国の知的財産法を制定し行使しなければ報いを受けることになると攻撃するため に使っているように見える。

(2009年5月5日、バンコクポスト)

~タイ建設資材メーカーが景気悪化に伴いイノベーティブな商品に焦点~ タイの建設資材メーカーは景気悪化と不動産業界の不振に起因する標準的設備への需要の 落ち込みを受け、中流から上流階級市場向けのイノベーティブな商品に焦点を当てている。 (2009年5月6日、タイネーション)

~タイバンコクのパッポン通りで乱闘、海賊版取り締まりに露天商反撃~

6 日夜、バンコクの繁華街パッポン通りで海賊版商品を取り締まろうとした商務省の職員と露天商が乱闘になり、十数人が負傷した。警官 100 人以上が出動し、事態は沈静化したが、連行された露天商の釈放を求め、同業者数十人がバンラック警察署に押しかけるなど、混乱が続いた。タイは高級ブランドの偽造品や海賊版ソフトがまん延し、米通商代表部(USTR)により、3 年連続して知的財産権の保護が不十分な「優先監視国」に指定されている。パッポン通りは USTR の今年の報告書でも、海賊版商品の主要な販売場所のひとつとして名指しされていた。パッポン通り近くのホテル、ドゥシタニ・バンコクでは7日から新型インフルエンザに関する東南アジア諸国連合(ASEAN)の会議が行われている。タイでは海賊版の販売は野放しに近いが、国際会議や欧米から閣僚、賓客を迎える際に、事前に取り締まりが行われることがある。

(2009年5月7日、日本語総合情報サイト newsclip)

~タイパッポン通りの侵害品取締りの混乱を受け首相が侵害品に対抗する姿勢を表明~水曜夜バンコクのパッポン通りで、商務省職員が侵害品を販売している露店の強制捜査を行い露店商を逮捕したが、この際露天商約200人が商務省職員50人を木製の棒、ガラス瓶、石などで攻撃した。職員を追い払うために銃が発砲されたという報道もある。混乱の中職員10人が負傷し、そのうち一人は重篤な状態にある。露天商数人が逮捕され、押収された侵害品、主に模倣バッグと衣料がバン4台に積み込まれたが、そのうち3台が人込みを通過した後、露天商らは道を封鎖して残りの一台のバンを攻撃した。露天商らは職員が手荒であったとして、バンラック警察署に対し暴行と強盗の容疑で職員らを告訴した。アピシット首相とこれまで反侵害品キャンペーンを監督してきたAlongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は、今後2日毎にパッポン通りの露天商の強制捜査を行うと述べ、侵害品と戦う政府の姿勢を示した。しかし露天商に対し過剰な攻撃を加えた者については措置が講じられる。露天商らは、職員らが侵害品ではない商品も含めて全ての商品を押収したとし、職員らは侵害品と合法に販売されている商品の区別がつかず、これが露天商の怒りを買ったと話し

た。露天商らは警察官を含む職員が空に向かって発砲したのは過剰反応だと話している。 Alongkorn 商務省副大臣は、職員を攻撃した露天商は有力者からの支援を受けており、このうち何人かは法執行機関の高官と繋がっていると述べた。4月末にタイが米国のスペシャル 301 条の優先監視国に据え置かれてから、商務省は知的財産侵害を弾圧すると誓っていた。

(2009年5月8日、バンコクポスト・タイネーション)

~タイ全土のショッピングモールに対し30日以内に侵害品を排除するよう通達~ 水曜、タイ全土のショッピングモールに対し30日以内に侵害品を排除するよう通達が出され、それに従わない場合はモールのオーナーに刑事及び民事の両面で法的措置を講じることになった。商務省はまた購入者や露店のオーナーにも罰則を課す知的財産法の改正案を作成中である。Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は今後2日毎にバンコクMBKショッピングセンター、クロントムフリーマーケット、バンモー、サパーンレックなどのエリアの露天商の強制捜査を行うと述べた。水曜のパッポン通りの騒動については、法執行行為が荒れた原因について調査を行うため国家警察と知的財産局の担当官による会談が行われた。(2009年5月8日、タイネーション)

~タイ民主党が侵害品の販売者ではなく製品をターゲットとするよう商務省副大臣に要請 ~

タイ民主党はパッポン通りの露天商 200 人が党本部に集まったのを受け、昨日 Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣の侵害品の販売者に対する弾圧をけん制し、代わりに製品をターゲットとするよう求めた。

(2009年5月9日、バンコクポスト)

~タイではパッポン以外でも偽物が蔓延 タイ IP 政策と米国スペシャル 301 条との関係~パッポンの露天商が先週注目された侵害品取締りに怒っていたとき、バンコクの他の商人たちは幸せに偽アルマーニのバッグやビヨンセのコピーCD を売っていた。バンコクにはパッポン以外にも米国の知的財産監視者が逆上しそうな場所が点在している。多くの人がパッポンの強制捜査は米国がタイをスペシャル 301 条の優先監視国に据え置いたことに起因していると考えている。米国は知的財産侵害のほとんどが CD とコンピュータソフトに関連するものであるとしている。しかしオブザーバーの中にはタイの貿易地位格下げは医薬品特許に対する強制実施権行使によるものが大きいという人もいる。

(2009年5月10日、バンコクポスト)

~タイパッポンに露天商が戻る~

水曜に侵害品取締りの騒動があったパッポンには、一部の商品を押収されながらも露天商 らが戻ってきている。

(2009年5月10日、バンコクポスト)

~タイの露天商が弁護士会に対し商務省から賠償金を受けるための支援を要請~ パッポン地区の露天商 100 人以上がタイ弁護士会に対し、商務省から賠償金を受けるため

の支援を要請した。弁護士会の Dej-udom Krairit 会長は、弁護士会は侵害品には反対する が、著作権法を執行する当局は権限を乱用するのではなく、正規の手続きをとらなければ ならないと述べた。同氏は、弁護士会は法執行担当官らが違反者らに法律の意図をより理 解させるやり方を用いているものと期待しているとし、これが発展した社会の法執行官が するべきことだと話した。同氏は侵害商品の販売者への取締りの際に越権行為を行った担 当官は商人の権利を侵害したとして告訴される可能性があると話した。弁護士会は当局に 対し、法執行において法律の規定並びに関連する事実及び状況を考慮するよう求める声明 を発表した。知的財産侵害は有罪になれば実刑の可能性もあり重い罰金を支払わなければ ならないが、深刻な犯罪ではないと声明では述べられている。Dej-udom 会長は、著作権法 では強制捜査の際、著作権者の代表者(代理人)が立会い、違反者を特定することが求め られている。当局は商人が販売している商品全てを簡単に押収することはできない。 Dej-udom 会長は、今の問題は当局がどこへ商品を持って行ったかということだと述べてい る。同氏は、商人の商品の違法な押収に関わった担当官には刑事罰が課される可能性があ ると述べている。同氏は侵害品の販売者に対し、水曜の強制捜査に関する情報を弁護士会 に提供するよう提案し、そうすれば事件を担当する警察捜査官に証明することができると している。同氏は、パッポンの商人らの話として当局の特別部隊の中の黒いシャツを着た 男らは身分証明書を提示しなかったと述べた。この男らは商人らに違反行為の内容を伝え ることなく力ずくで商品を押収した。商務省の情報筋によれば、黒いシャツの男らは今回 の強制捜査に当たり当局を応援するため臨時に雇用された軍の予備兵で、武装していた者 はいないということである。この情報筋は、混乱の最中に聞こえた銃声は担当官らや黒い シャツの男らから発せられたものではないと主張している。怪我の詳細に関する証拠が担 当官から提示され、他の事柄が整い次第、商務省はすぐにも露天商らを告訴する予定であ ると同じ情報筋は話している。

(2009年5月12日、バンコクポスト・タイネーション)

~タイの研究者が食品や健康美容サプリメントに使用するマンゴスチンの抽出エキス開発 に成功~

タイの研究者が輸出向けの食品や健康美容サプリメントに使用するマンゴスチンの抽出エキス開発に成功した。このプロジェクトは公的機関である農業研究開発機構(ARDA)と Asian Phytoceuticals Public Co,が出資して行われたもので、ARDA の Nopavarn Noparatnaraporn ダイレクターはタイの農業製品開発において画期的な開発であると語っている。Mangosteen Research and Development Center(Thailand)の科学者グループに100万円の予算が与えられ、1年に渡る研究の末、今週完成した。Nopavarn 氏によれば、マンゴスチンから抽出した濃縮エキスから作られたサプリメント製品は身体の免疫力を向上させ、いくつかの病気に効くということである。

(2008年5月12日、バンコクポスト)

~タイ研究開発レベル向上のためサイエンスパークを拡大~

タイ国立科学技術開発機構(NSTDA)はタイサイエンスパークを拡大し、タイの研究開発のレベルを上げることを目指している。NSTDAでは20億バーツの予算を確保し、タイ最大の完全統合型の研究開発ハブとすべく、昨年より既に建設を開始している。

(2009年5月12日、タイネーション)

~タイの PC ソフトの海賊版の割合は減少したが損害額は増大~

タイのパソコンソフトにおける海賊版商品の割合は、2年連続で減少したのに続き、昨年2%減少して76%となった。しかしソフトウェア産業に対する損害は依然として増大している。BSAとIDCによる世界のソフトウェア海賊行為に関する第6回目の年次調査では、タイにおけるソフトウェア海賊行為による損失は前年4億6,800万ドルだったのに対し、昨年6億900万ドル(211億バーツ)であった。この調査結果は昨日発表されたもので、デスクトップ、ノート及びウルトラ・ポータブルなどのパソコンに入っているパッケージソフトウェア全てを対象としたもので、サーバーやメインフレームベースなど他のタイプのソフトウェアは対象としていない。

(2009年5月14日、タイネーション)

~タイの侵害品取締りに際し当局を買収しようとしたマフィアの取締りを商務省副大臣が 要請~

Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は昨日、特別捜査局に対し、偽造品取引の取締りに際し当局を買収しようとしたとされる「パッポンマフィア」の暴力団の厳重な取締りを要請したと述べた。同副大臣は、有力なパッポングループが担当官に、逮捕をせず、強制捜査の前に事前に情報を提供するよう賄賂をおくったと話している。同副大臣によれば、パッポン通りの171店舗のうち153店で偽造品が販売されているということである。同氏はまた、タイ国家警察に対しても偽造品に対する取締りと偽造品の生産地の捜査を強化するよう要請した。5月6日パッポン通りであった露天商と商務省職員の衝突に関しては、職員らがオペレーティングガイドラインを見直し、調査委員会が設置されたと述べた。

(2009年5月15日、タイネーション)

~タイで押収した侵害品を貧しい人に提供する計画~

知的財産権侵害と海賊行為の弾圧のため、タイでは被服、バッグ、靴など毎月何百万バーツ相当もの税関押収品が破壊処分されている。しかしこれらの商品をなぜもっと有効利用しないのか、Utid Tamwatin 関税局長は考えた。同氏は米国、フランス、韓国などの国では押収された商品は自動的に廃棄され破壊されるのではなく、貧しい人々に分配されているとし、破壊された押収品はゴミとなるだけでなく、コスト、管理、輸送費用の面で国の負担となっていると話す。同局では現在他国の実績について調査を行っており、広く模倣されているブランド 10 社の代表者らを戦術の変換について話し合いに招いている。Utid局長はブランドオーナーらは当然のことながら、いかなる形でも市場において海賊版商品を販売することには反対であると述べている。局の一つの選択肢は受け取った人が製品を本物だとパッシングオフしないように押収品が偽造品であると明確に表示することである。

Utid 局長は海賊版 CD や DVD、又はわいせつ商品などはいかなる場合も破壊するが、バッグや被服などは劣化しないシールで真正品ではないことを表示すれば、貧しい人々のために活用できると語る。このプログラムは今年のいずれかの時期に開始できると同局長は付け加えた。

(2009年5月18日、バンコクポスト)

~ASEAN と EU の FTA は EU により TRIPS-Plus Rules の適用が求められ、極めて不均 衡で搾取的~

大きな利益を生み出す多くの医薬品の特許の期限がまもなく満了しようとしている。そし て新たな革新的医薬品はまだ開発されていない。特許が満了すると多国籍製薬会社は発展 途上国に使用されている安価なジェネリック医薬品を製造する低コストメーカーとの激し い競争に直面することになる。したがって製薬業界と EU が医薬品の特許期間を 20 年から 延長するために EU と ASEAN との間の新自由貿易協定の機会を利用することは驚くに値 しない。2001年、WTOとEUを含む全ての参加国がTRIPS協定と公衆の健康に関するド 一ハ宣言に賛成した。ドーハ宣言では医薬品に関する知的財産の規則は公衆の健康の保護 推進するために国がセーフガードを発動する権利を妨げるものではないと明言されている。 しかし EU が ASEAN に提案した自由貿易協定は TRIPS-Plus Rules と総称される新しい 知的財産保護を強要することによって故意にドーハ宣言の根底を覆したものである。提案 の一項目は医薬品の特許期間を 20 年から延長するというものである。これは医薬品の広告 や市販の認可が遅れた場合に、企業が特許期間の延長を求めることができるというもので、 延長期間は最長 15 年と元々の特許期間とほぼ同じ長さである。TRIPS-Plus Rules では 「Data exclusivity」により臨床試験データに関する多国籍製薬会社の管理が拡大される。 「Data exclusivity」により多国籍製薬会社は政府に対して、一定期間ジェネリック医薬品を 認可するために臨床試験のデータに言及しないよう求めることができ、新たな独占期間を 生むことになる。この期間が満了するまで、ジェネリック医薬品はそれが安全で効果的で あっても導入することができない。より懸念されるのは、「Data exclusivity」によりこの期 間が満了するまで、ASEAN の国が重要なセーフガード強制実施権を行使できなくなること である。EU-ASEAN 貿易協定ではまた、国家間の医薬品取引及び輸送を制限することも提 案されている。極めて不均衡で搾取的な協定である。

(2009年4月29日、バンコクポスト)